

## 第 9 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 29 年 9 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分～
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・前平正美・坂元芳郎  
・谷上政広・日高和代・日高憲治・松元秀明・上村正行  
事務局 ・橋口・阪元
- 議 題 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 36 号 農用地利用集積計画承認の件 (利用権移転関係)
- 議 題 議案第 37 号 農地法の適用を受けない土地の証明について
- その他

事務局	ただ今から、第9回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を岡元委員と前平委員へお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番</p> <p>（譲渡人）〇〇〇</p> <p>（譲受人）△△△</p> <p>（申請地）綾町大字入野字下畑・・・ 外5筆 畑 2,691㎡</p> <p>（期 間）H29.8.15～H30.8.14</p> <p>（賃借料）10a/□□□円</p> <p>△△△さんにつきましては、新規就農者で、すでに就農しております。東京から来られた方で、主に尾立の方で耕作をされています。耕作方法が変わっておりまして、珊瑚を肥料にして、どなんという肥料らしいのですが、それでニラを栽培しているみたいです。今回、3条申請を出されています。以上です。</p>
会 長	<p>この場所は、4～5年前ですが、ダチョウを養っていた所だよね。それと火災があった所です。</p> <p>ニラはハウスをするの？</p>
事務局	いえ。
徳弘委員	ニラ以外にも耕作しているの？尾立で。珊瑚の肥料を使って。
事務局	そうですね。まだ収穫まではいってないのですが、スーパーと契約をしているみたいで、そのどなんという肥料でニラを契約栽培でやりたいという事で、昨年から就農されて、肥料を使って土作りをされています。
徳弘委員	この方は何才ですか？

事務局	43才です。独身です。
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>2番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字入野字新屋敷・・・ 畑 1,087 m<sup>2</sup> (申請理由) 規模拡大 (対価) □□□万円 図面を見ていただくと、これは△△△さんの家の裏側になるのですが、○○○さんの屋敷と畑を一緒に買われる話です。</p>
前平委員	一応、現状は畑というよりも、耕作放棄地で、家の方も何十年も住まれていません。買ってもらって、きれいに整地した方が、周りの人達にもいいと思います。
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>3番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字入野字前田・・・ 田 1,040 m<sup>2</sup> (申請理由) 後継者への生前贈与</p>
会長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。

	<p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>4 番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字天付・・・ 外 5 筆 田 1,793 m<sup>2</sup> 畑 2,613 m<sup>2</sup></p> <p>(申請理由) 規模拡大</p> <p>(対 価) □□□万円</p>
徳弘委員	<p>この○○○さんは、もともと宮谷の■■■さんです。</p>
事務局	<p>元々、▲▲▲さんという方が亡くなって、相続で○○○さんがされたのですが、耕作出来ないという事で、ご親戚になられる△△△さんに売られるみたいです。</p>
会 長	<p>以上のようなので、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>5 番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字割付・・・ 外 6 筆 畑 10,234 m<sup>2</sup></p> <p>(期 間) H29. 8. 1～H30. 7. 31</p> <p>(賃借料) 10a/□□□円</p>
坂元委員	<p>これは、福祉関係の会社だよね。合同会社って何？他に代表がいるの？</p>

事務局	そうゆう訳ではないです。法人の法律が変わって、昔、有限会社とかあったのですが、今は合同会社です。
坂元委員	活動状況はどうなの？荒れていて苦情が多いから。
事務局	活動状況は、今は大分整備されていると思うんですけど。
坂元委員	きちんとしてくれるの？
事務局	そうですね。身体障害者を使って、農作物を作るみたいです。
坂元委員	話は聞いていましたが、苦情が多いので、きちんとしてもらわないと。
谷上委員	この〇〇〇さんの畑が荒地なの？それじゃ、今度は、合同会社になるからね。
会 長	この会社の代表は誰なの？
事務局	代表は〇〇〇さんです。個人から法人に貸し出します。持ち主は〇〇〇さんですが、会社に農地を貸し出して、会社で農業するみたいです。
徳弘委員	ここはみかん山だよね。
事務局	いや。全部です。
坂元委員	以前、福祉の作業所をやるという事で、■■■さんの農地を全部引き取ったのが、〇〇〇さんという人で、その時から雇用福祉関係のことをやるという事で、農業委員会で承認したと思うんですけど、その後荒れっぱなしで。2年ぐらい前だよね。
徳弘委員	実際、障害者の人が来て、作業している事がないでしょう？
坂元委員	ない。

事務局	だから今後、管理をちゃんとしてもらわないと。苦情が多いから。あがってきているでしょう？
事務局	はい。あがっていきまして、何回か指導をしています。事務局がきちんと指導をするという事でいいですか？
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>5 番</p> <p>(譲 渡 人) ○○○</p> <p>(譲 受 人) △△△</p> <p>(申 請 地) 綾町大字南俣字二反野・・・ 畑 8,527 m<sup>2</sup></p> <p>(申請理由) 規模拡大</p> <p>(対 価) □□□円</p> <p>これは、○○○の案件なのですが、5 条で出ておりますが、併せて■■■■の売買です。農地分が□□□万円です。</p>
徳弘委員	今、■■■■と言われたけど、反当約▲▲▲万。■■■■から反当で割って□□□万という意味合いではないのでしょうか？
事務局	全体で5条の分と併せて■■■■という事です。
徳弘委員	もちろん、▲▲▲側から譲り受けたいから。二反野でいうと良い値段なのですが、とってつけたような値段だから。
課 長	勿論、ベースとしましては、○○○の所有物というのを含めた中での、全体的な調整された値段です。
会 長	ここは、役場を中心にした契約書などは交わしていないの？

課 長	基本的には、役場としての契約はないです。個人的な〇〇〇との売買の話。
会 長	入口の道路とかどうなるの？あれは、建設課？
課 長	あれは、建設課です。
会 長	と、集落等の関係は？
課 長	集落との関係は、爰外防止協定と言って、案を作って、地元と協議中です。地元の方の受入体制としましては、現場を見てもらったのですが特にありません。農林サイドとしましては、万全な防疫体制でうちとしましては、文句をつけようがありません。今後は一緒にタイアップをして、畜産振興について色々検討していきたいと考えております。
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>つぎに、農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。</p> <p>1 番</p> <p>(譲 受 人) 〇〇〇</p> <p>(譲 渡 人) △△△</p> <p>(申 請 地) 綾町大字北俣字小田爪・・・ 畑 308 m<sup>2</sup></p> <p>(申請理由) 一般個人住宅用地</p> <p>(対 価) 無償</p>
会 長	ここは、川端で駐車場になっていないか？マラソン大会の。
事務局	いえ。敷地内です。△△△さんの所の敷地内です。
徳弘委員	これは、娘婿になるの？

事務局	はい。娘婿になります。現況は畑で、自分の畑の一部を分筆し、無償で贈与するという申請になっております。
会 長	大水が出た時はどうなるの？堤防がないでしょ？
事務局	自分の土地を水で削られていて、地図を復元したら川の方にくいがありまして、そこにL字を打って、土地を復元し、家を建てられるそうです。
徳弘委員	復元は土木事務所がしてくれるの？
事務局	いえ。自分でするような話でした。
会 長	この点線の所はですね、町としましても、県と国に堤防を作るように要請しています。でも、中々前に進んでいないのが現状です。  以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。
事務局	2 番 (譲 受 人) ○○○ (譲 渡 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字南俣字二反野・・・他 6 筆 畑 26,612 m <sup>2</sup> (申請理由) 牛舎・研修棟用地 (対 価) □□□円
谷上委員	この△△△は、もう全然やっていないの？
徳弘委員	いえ。個人で何件かはやっています。
岡元委員	申請内容でその他となっておりますが、どう考えればいいですか？



事務局	これは、うちのシステム上で農業用施設というのがなかったものですから、工業用地・商業用地・あとその他しかなかったので、それで、その他と入れております。
徳弘委員	ここ、元々無許可で建てていた経緯もあるのですが、今回、併せてそれは？
事務局	無許可で建てているので一筆入れて△△△が違反転移をしましたということ。
徳弘委員	建物は全部？
事務局	はい。全てです。登記がされていけませんので、本来なら宅地になるはずなのですが、畑のままになっております。許可を得ないで建てているのですが、△△△からの始末書が入っております。 「平成2年～平成3年にかけて土地を購入し、平成2年から4～5年かけて、畜舎・堆肥舎・研修棟を建築しました。この度、事業縮小を伴い、現状のまま〇〇〇に売却することになり、色々調査しました所、農地法の許可を受けていないことが判明致しました。」 というような始末書が書いてあります。
谷上委員	宅地でいいなら、宅地に変えた方がいいのでは？
事務局	本当は宅地に変えないといけないのです。税は現況でいきますので、関係ありません。税金はかかっていますが、地目が変わっていません。
坂元委員	そこにまた牛舎を建てる予定は？
事務局	今の所、そういう話は聞いておりません。
徳弘委員	頭数はこれ以上増やさないと言っていたので、この施設は最高で、800頭は入るので、既存の牛舎が。今の所、600頭という事で、頭数的には余裕を持って飼うということです。これ以上牛舎は作らない予定です。始末書が入れば、転用は問題ないという事でしょう？

事務局	はい。
坂元委員	それは、牛舎と併せると事業性はなかったのだよね。
事務局	いえ。事業が入っていると思います。
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。  次の18条の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>経営基盤法第18条の規定による農地利用集積計画についてです。</p> <p>1番  (譲受人) ○○○  (譲渡人) △△△  (申請地) 綾町大字南俣字上原・・・ 畑 851 m<sup>2</sup>  (申請理由) 規模拡大  (対 価) □□□万円</p>
会 長	これは、綾神社の前ですね。
事務局	ここはハウスを建てるみたいです。ライチを作るみたいです。この方は深年でマンゴーを作っています。息子さんは綾で胡瓜を作っているみたいです。
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。  次に、農地法の適用を受けない土地の証明についてお願いします。</p>

事務局	<p>(申請者) ○○○</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字八反ヶ丸・・・ 田 83 m<sup>2</sup></p> <p>(申請理由) 長い間、宅地として利用されていた農地</p> <p>現況は道の一部です。</p>
会長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次に、その他について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他という事で、農地法第5条の保留案件についてですが、7月に、5条で○○○さんから△△△さんへ貸借の申請があがっておりまして、目的は共同住宅の建築という事で、保留になった案件があります。保留になった理由につきまして、西隣に■■■さんのハウスがあつて、影が増えてしまうという事で、■■■さんの同意がないと許可が出せないのではないかという事で保留になっておりましたが、先日、業者が再度、5条申請を持って来まして、同意は得られましたと、口頭での同意という事なのですが、一応、同意が得られたので、この案件で再度、審議をお願いしたいと思っている所です。</p>
前平委員	<p>直接、■■■さんからは聞いていませんが、相手の業者の方と設計の方と2名来られて、その中で、最初図面をハウスに近い方に建てて作ってあったのを、東側の方へ9m延ばして、ハウスの方へ影が入らないようにという事で、ただ、当時、ハウスが2連ぐらいかかるというので、中々同意がもらえなかったという事で、最終的には25m東側ずらしたのですが、事務局からお話があったとおり、いいでしょうという事ですが、一筆は書きません。同意書には署名はしませんとの事です。ただ、口頭での受入はありました。あとは、向こう側の業者としましては、ギリギリかなど。融資の関係もありますので。委員会の方でご審議をお願いしますと承っています。</p>

上村委員	ちょっといいですか。うちに■■■さんが来られて、何時頃、同意の返事をもらえましたか？
事務局	先週の金曜日です。
上村委員	では、それ以降ですから、同意をしたのでしょうか。その前までは、反対をしてくれと頼まれていました。〇〇〇さんとも話されていると聞いていましたが、それ以降なので、同意をしたのですね。農業委員会のみinnで反対をしてくれと言っていましたが、あとから聞いたのですが、日照権とか、法律的に今はないらしいですね。だから反対する理由がないという事で、農業委員会だから、農業を守るため、業者にも言わないと、賛成・反対の多数を取るのであれば、私は反対です。実際、■■■さんが被害を受けると言われたので。もし採決するなら私は反対します。法律的には問題ないし、同意もいらならしいですけど。
前平委員	一番、最後に来た図面ってありますか？
事務局	ありますよ。
前平委員	最後に来たのはみていませんが、当時の図面で影が長いところが、ハウスのどこまでかかるかを見てみると、最初の 9m という所ではハウスが 2 連ぐらいかかるという事ですが、東側に 25m という図面はみていないのですが。
事務局	コピーをとってきます。
上村委員	本人から同意を取っていただければいいのでは。
坂元委員	でも、誰も聞いていないでしょ？業者がそう言っただけで。
前平委員	図面を見てみないと。9mの時には、朝1時間、日が当たらないのですが、25mの場合にはどうなるかなと。まだ、少しかかるね。
坂元委員	■■■さんが同意をしたと他の人が聞いているだけでは駄目だよ

	<p>ね。</p> <p>きちんと事務局なり農業委員の人なりが聞いて同意の意思を確認してからではないと。■■■さんは相談に来ているのでしょうか？</p>
事務局	<p>初めの頃、当初の図面を持ってみえられました。</p>
坂元委員	<p>計画も変わったのだし。</p>
徳弘委員	<p>この新しい図面も■■■さんは見たのでしょうか？</p>
事務局	<p>はい。見て、業者の方にいいでしょうと同意を試みたいのです。それで、この図面を持ってこられたのです。</p>
会 長	<p>では、この案件について他にご意見はありませんか？</p>
坂元委員	<p>ですから、前々回あったように、同意が条件だったので。同意の確証をもらわないと。</p>
事務局	<p>同意したと業者からは聞きましたが、本人からは聞いておりません。</p>
会 長	<p>この案件については、本人の同意を確認してからですね。</p>
事務局	<p>本人の確認がとれば、この案件は通していいですか？それとも、また議題にのせますか？融資の関係で急いでいますので。</p>
徳弘委員	<p>本人の同意を確認しないことには、農業委員会は農業を守るためにあるのだから、ここで終われば尻切れトンボになるよね。今後の事もあるからしっかりやらないと。</p>
課 長	<p>農業委員会の全員が同意の確認をいただいて、結論を出すか、事務局判断で事務局が確認すれば了解するのか。そこを決めてもらわないと動きようがないですよ。でないと、1ヶ月待たせることになりますので。</p>
会 長	<p>では、事務局が直接■■■さんに出向いて、同意が得られれば了承という形でいいのではないのでしょうか？</p>

事務局	<p>■■■さんは書面での同意はしないと言っています。ですが、口頭であれば同意の意思は伝えていると言っています。ですので、口頭でしか同意はもらえないと思います。</p>
会 長	<p>今回は、本人の同意がもらえれば了承と言っておりましたが、口頭で同意はしていると、あとは事務局の方が■■■さんから同意書がいただければ、その時点でこの案件は可決と。得られなかった場合には継続ですね。</p>
事務局	<p>今、■■■さんに電話をしたら、本人は同意してないと。しかし、条件として道路側につけて設計をやり直せばいいよと。いずれにしても同意はしていないとの話でした。</p> <p>うちの阪元が電話をして、今の設計では目いっぱい道路側によせて建設しますと説明をしまして、農業委員会に迷惑をかけるから同意でいいとの了解を得ました。</p>
会 長	<p>今、お話があった通りなのですがこれからこの案件は皆さんが十分注意して見守っていく案件だと思います。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次に、その他について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次ですが、農業振興地域整備計画変更についての再考なのですが、先月、農業振興地域に、いわゆる農振地に除外申請が出されていて、却下になった案件ですが、〇〇〇さんの申請なのですが、優良農地の確保の為という理由で却下をしたのですが、県の方から集落接続で転用できるような場所。優良農地の確保という理由だけで却下するのは適正ではないという話で、町も県も除外して転用も出来ると、農業委員会の協議に持ってこられたのですが、転用できるのに却下というのが、理由として適正ではないという事で、もう一度再審をしていただけないかなと思ひまして、町としましては、出来るだけ</p>

	後継者とかの住宅については、建てさせる方向で考えていただけな いかという話でした。
谷上委員	一種農地で青地の土地なのでしょう？
事務局	非農地の例外規定として、集落に接続していれば大丈夫とあります。 法的には問題ないです。
会 長	そうしたら、道路をまたがって集落があれば許可しなさいという 事？
坂元委員	西側の方もそうなるよ。みんなが言い出すよ。
岡元委員	昔はだめだった。
坂元委員	最近までだめだったよ。それで整備計画を作っている。白地と青 地をわけて。色分けしているよ。
事務局	それは、十何年前です。本当は5年ごとにしないとイケないの です。
谷上委員	今後の農業委員の判定基準として、今までだめだった所を変える 事が出来るようになる事を、農業委員も考えていけばいいの？
事務局	転用の許可基準というのがあるのですが、それに照らし合わせてい くしかないと思います。それで、許可が出来ない時には除外できな いとして、そういう判断でないとイケないと思います。
坂元委員	では、一度、そういう検討をしないとイケない。いきなり、前回は 駄目で今回は了承というのはおかしい。
徳弘委員	見直しをここ何年かしていない状態で、その基準というのと、色分 けが出来ていても、民家に近いという事で許可できるという事は、 農地法とは何だろうと。私達は必要なのか。その基準が曖昧になっ てきている。

谷上委員	見直しというのは、農業委員会がするの？
徳弘委員	町です。
谷上委員	でしょう。で、まだ見直しになっていないのだから、出来ないのでは。農地の売買は農業委員会を通してから、それから県にあげるのですよね。
事務局	それは、農振地域に関しては、事前の協議というのを町は検討しています。そこで転用が可能なら除外でき県と協議します。農業委員会の方に可決か否決かの協議をしてもらうという流れになっています。あくまで、綾町としての計画で例えば、ここは住宅にしましょうとか、ここは農地で置いておきましょうというのは、綾町の農業振興地域整備計画によって、建物の色分けをするのですが、今回町も、ここは住宅でいいのではないかとあげられた所です。
谷上委員	今回、許可ができれば、他の人達も申請を出しますよね。
事務局	その可能性はありますね。
坂元委員	そしたら、その整備計画書を出せばいいのでは。色分けをしているのを。
事務局	今、見直しをかけておまして、それでは、山間部の農振とかを全部除外して、非農地化をしようと思っています。あと、見てみると無断で建物を建てていたりしますので、農振地にですね。そういう所の見直しもし外せるところであれば外す。そういう協議をしています。
課長	基本的に農振は農業振興地域の法律に基づきまして対処して、5年に1回の見直しという所で、例えば、編入とか除外とかの話になります。これは、公告摘心として縦断させて本人用ですけど。これが実際に行われたのが、平成14年です。その後、各担当課から来まして、数字を詰めて、昨年から今年にかけて公表していくはずだったのですが、色々調べますと、GISに図面から移行させてパソコン管理となっているのですが、それを移し変えた際、白地と青地の不



	<p>明慮な部分が出ました。なぜかという、県の1万分の1図面に1坪が出ている。県の指示もあり、一筆調査として再確認をしております。これが終了すれば、編入と除外という形で、公告縦断にかけるというような進め方で、現在しております。詳細につきましては、県も一緒に一筆調査の確認をしております。今回、〇〇〇さんの問題につきましては、県の見解によると、集落と隣接していて、除外できると回答がありましたので、〇〇〇さんにつきましては、再考という形で出させていただきました。今、問題な所は、そこからずっと転用がされて農振除外が出るのではないかという話になりますが、我々も農振と並行いたしまして、事務的に進めている所です。なるべく、そこ辺りのことは解消したいと思っておりますが、今回、〇〇〇さんの件は救急に後継者という事も含めた中で、再度検討をしていただければと、提案させていただきました。</p>
谷上委員	<p>これは集落と言えるのは、南側だけで、あとは保育園と公園で隣接しているとはいえないよね。</p>
海江田委員	<p>農業後継者で家を建てる場合には、自分の家に建てるスペースがない時には田に建ててもいいですよ。それに該当するのですか？</p>
事務局	<p>農業後継者でもですし、若い方達の住宅は可能であれば、建てさせて欲しいと話があります。</p>
徳弘委員	<p>色々な守秘義務がある中、最新の情報を自分達は知っていますよね。例えば、この情報を持って、不動産に、今は畑だけれどいずれ宅地になるよといえれば農地を守ることは出来ないよね。1つを許したが為にといい事になるよね。農地を守るのが、我々の役目になるのだから、違法ではないのかもしれないが、守るべきものは守らないと。</p>
事務局	<p>そうですね。今の話だけでは理由としては弱いと。建物を建てる事が出来るのに建てさせない理由がないと。</p>
徳弘委員	<p>建てさせない理由か。地元の後継者だからそこに建てたいというのはわかりますが、地元の農家がそこを買って、売ってしまえばね。</p>
谷上委員	<p>今、息子は農業をしているの？</p>

徳弘委員	いや。町からすると地元に住んでもらうという大前提でしょうから。綾の人が家を作る場合は、了承するのか。
事務局	勿論、転用も許可の基準にあわないところは駄目なのですが、今回は集落に接続しているのもあって、許可しますとでています。
上村委員	でも、それを受け入れれば、他の人達も集落に接続していると言って許可を求めてくるでしょう。
事務局	そうなりますよね。
谷上委員	もし、業者が買い取って、集落に接続しているから許可してくれといっても、大丈夫なのですか？
事務局	そうですね。
谷上委員	この集落接続というのは、どこが判断するのですか？町？県？
事務局	町と県。うちの農業委員会も判断をするのですが。
徳弘委員	県もみているのでしょうか？図面だけでなく。
谷上委員	県がなぜ許可をしないのかと言ってきているみたいです。
坂元委員	なぜ県がそんな事を言っているの？
課 長	農振除外だからです。
徳弘委員	許可権限が県にあるから。県に話がきていて見に来て、ここは接続だからと。 ただ、この権限も市町村に託そうかという話になってきているので。
課 長	なっているけれど、基本的には難しいと。さっき言っていたとおり図面の関係など。その他、諸々が片付かない限り難しいですね。

谷上委員	法律的に出来るのに農業委員会が許可しないのはなぜかになりますよね。県が許可できるのに農業委員会が反対なのはおかしいですね。
徳弘委員	県も農業委員会が反対なら反対で賛成するなら賛成するってことですか？
課長	ではなくて。農振のことです。農振を除外しないことには転用できませんので、農振の部分で、接続地なんかは除外できるという事で県の方からきている。その後の協議はこちらで、うちの方から転用をあげて許可する流れです。一番最初は農振の除外の話です。
坂元委員	昔、角地だったらいいよと。でもだめになったじゃないですか。角地なら大丈夫と。その意味合いがあるのではないですか。
事務局	基本、2面は大丈夫。3面は駄目です。だから角からならできますよね。虫食いみたいには出来ないよね。
谷上委員	現状では、許可をしてもいいが、農業委員会の判断待ちという事で、前は農振地ということで、許可を出せなかったが、今の事務局の説明では、許可できることになっています。その辺を参考にしてもらって、農業委員さんの判断を仰ぎたいと思います。この決議について賛成の方は挙手をお願いします。
坂元委員	いや。みんな反対しているから、もう一度整理して、提案した方がいいと思います。
谷上委員	農振除外に賛成する方の挙手をお願いします。  (全員、挙手せず)
谷上委員	今回の場合は、農業委員が全員、否決という事で。つづきまして、耕作放棄地についての説明をお願いします。
事務局	耕作放棄地について、今、相談が来ているのが、〇〇〇さんの家の裏にある田で、△△△さんから苦情がでています。それと、割付にある■■■さんの向かいの隣が□□□さんの果樹園

	<p>になるのですが、荒れていまして。割付は日向夏の産地なので荒れてしまうという事を心配しておられます。□□□さんには何度か電話をしたのですが、中々対応が難しいと。□□□さん自体も年金暮らしで目も悪く東京で暮らしています。どうするという答えがないのと、〇〇〇さんについては、話に行ってみようとは思いますが。この2件が相談にあがっています。</p>
海江田委員	<p>■■■さんの所は果樹園でどのくらいあるの？面積は？</p>
事務局	<p>5反ぐらいです。</p>
岡元委員	<p>売りに出しているけれど、なかなかね。</p>
事務局	<p>▲▲▲さんが買うとかいう話が出ていますが、全て購入するのではないので、いくらかは残るかと思えます。この間、見に行ったのですが、〇〇〇さんの所も荒れてきている。その隣の□□□さんも荒れていまして、荒れているところが見受けられるかなと思っております。</p> <p>一応、報告なのでまた対応したいと思います。</p> <p>次回の農業委員会は10月26日（木）でお願いします。</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>

この議事録は、平成29年9月25日開催の第9回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 日高 憲治

議事録署名委員 岡元 輝信

議事録署名委員 前平 正美